

教 学 第 1612 号
令和 6 年 (2024 年) 3 月 21 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長 (札幌市を除く)
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

いじめ重大事態に関する国への報告に関する様式等の見直しについて (通知)

このことについては、令和 5 年 (2023 年) 3 月 22 日付け教学生第 1328 号通知「いじめ重大事態に関する国への報告について」に基づき、対応いただいているところですが、このたび文部科学省初等中等教育局児童生徒課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

つきましては、いじめ重大事態が発生した際は、これまでの報告手順に基づき、別添写しとともに示された新様式を文部科学省に提出する必要がありますので、市町村教育委員会におかれましては、速やかに教育局を経由して当課あて提出するようお願いします。

なお、様式 1、2 及び 3 と同様に、重大事態調査の報告書に児童生徒や関係者等の氏名が記載されている場合には、当該氏名の記載を黒塗りの上で当課に提出願います。

また、道立学校については、当課において文書を作成し、文部科学省に提出します。

(生徒指導係)